

(電子メール施行)

20
義 号 外
平成23年3月21日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における応急援助費について (通知)

このことについて、東北地方太平洋沖地震災害により平成23年3月11日付けで県内全市町村に災害救助法が適用され、法に基づく応急援助費が国庫負担金の対象となります。

つきましては、被災児童生徒への学用品の給与について、平成23年3月11日付け宮城県知事から各市町村長に通知した「災害救助法による救助の実施に関する事務の処理について (通知)」に基づき、適切に事務処理願います。

なお、教科用図書に係る取り扱いについては、当課より後日通知予定ですので承知願うとともに、給与対象児童生徒等の把握に努めていただくようお願いします。

| |
|---|
| 担 当：宮城県教育庁義務教育課管理班 主幹 (班長) 岩淵孝喜 TEL：022-211-3642 FAX：022-211-3691 E-mail: iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp |
|---|

(参考)

東北地方太平洋沖地震災害における応急援助費について (概要)

義務教育課管理班

◆平成23年3月16日付け保福号外：保健福祉総務課長通知より
【学用品の給与関係】
(災害救助法適用年月日：平成23年3月11日)

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 対象経費の範囲 | 備考 | 整備する帳簿 |
|--------|--|--|--|---|--|--|
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)・流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。 | 1 教科書及び教科書委員会の教材で教育委員会の届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用する教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円 | 災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内 | 1 教科書委員会の承認を受けている標準教科書、ワークブック、問題集等の教材 2 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画紙、画用紙、下敷き、定規等 3 通学用品 傘、靴、他 4 体育着、カススタネット、ハンカチ、タオル、帽子、ピアス、工作用具、裁縫用具等 | 1. 備蓄物資は評価額は入学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 2. 備蓄物資は評価額は入学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 | 1 救助実施記録簿 2 計算(様式4) 3 学用品の給与状況(様式18) 4 学用品の給与に要した経費 5 支払証拠書類 |

《災害救助法事務取扱要領 抜粋》
第4章 救助の程度、方法及び期間に関する事項

第7条

(1)

速やかにな給与

災害が発生した場合には、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災児童に対して必要な学用品の給与を行うこと。

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

(2)

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

(3)

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

(4)

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

(1)

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

(5)

了

イ

対象者

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なることと、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。

被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。

被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。

被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。

被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。
被災児童に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない(特に必要性が認められる場合は、被災後他市町村に協議して給与すること)。

(電子メール施行)

義 務 教 育 課 長
外
平成 2 3 年 3 月 2 1 日

各教育事務所（地域事務所）長 殿

義 務 教 育 課 長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における応急援助費について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり各市町村教育委員会あて通知しましたので、承知願います。

なお、電子メール施行のため周知できない市町村教育委員会には、各教育（地域）事務所からも対応可能な方法で周知願います。

担 当：宮城県教育庁義務教育課管理班
主幹（班長） 岩淵孝喜
TEL：022-211-3642
FAX：022-211-3691
E-mail: iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)



義 号 外
平成 2 3 年 3 月 2 1 日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における応急援助費について (通知)

このことについて、東北地方太平洋沖地震災害により平成23年3月11日付けで県内全市町村に災害救助法が適用され、法に基づく応急援助費が国庫負担金の対象となります。

つきましては、被災児童生徒への学用品の給与について、平成23年3月11日付け宮城県知事から各市町村長に通知した「災害救助法による救助の実施に関する事務の処理について (通知)」に基づき、適切に事務処理願います。

なお、教科用図書に係る取り扱いについては、当課より後日通知予定ですので承知願うとともに、給与対象児童生徒等の把握に努めていただくよう願います。

| |
|---|
| 担 当：宮城県教育庁義務教育課管理班 主幹 (班長) 岩淵孝喜 TEL：022-211-3642 FAX：022-211-3691 E-mail: iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp |
|---|